旧緊急時避難準備区域(広野町)に居住していた申立人らの財物(家財(主として布製品))について、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず雨漏り等が生じたことにより財物価値を喪失したと認められるとした上で、購入時期や価格等についての提出資料を踏まえ、購入価格の一部が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号(以下「本件」という。) において、申立人X1、同X2、同X3、同X4、及び同X5(以下「申立人ら」 という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」とい う。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

1 家財(細目は家財別紙)

31万5281円

2 本件和解仲介に関する弁護士費用

9459円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として金32万4740円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互 に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件 和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事 者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目の財物について、仮に本 和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払に かかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立

人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年6月9日

(仲介委員 本山 正人)

家財別紙

令和○年(東)第○号

番号	品目	単価	個数	金額
1	布団	1, 222	4	4, 888
2	毛布	682	4	2,728
3	シーツ	254	4	1,016
4	枕	420	4	1,680
5	カーペット	3, 895	2	7, 790
6	カーテン	567	12	6, 804
7	衣類	52, 295	5	261, 475
8	靴	5, 780	5	28, 900
	合計額			315, 281